

◎新潟県告示第514号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、次のとおり土地の立入りを許可した。

平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 起業者の名称

東北電力株式会社

2 事業の種類

154kV上越火力線新設工事

3 立ち入ろうとする土地の区域及び期間

(1) 土地の区域

上越市大字下荒浜字坊野土尻及び字釜ノ口並びに大字石橋新田字川北、字養及び字砂田地内

上越市頸城区大字下米岡字川北、字砂田及び字沖田、大字下中島字江北、大字榎井字草刈場、字前田、字畑田及び字寺田、大字島田字四間割、大字舟津字行ノ立、字山川及び字宮ノ越、大字宮本字西畑、字南畑、字東宮、字岡畑、字三番割、字岡田及び字宮本、大字北方字北方、大字宮瀨字西及び字東、大字青野字青野、大字宮原字屋敷添、大字百間町字上瀨、大字飯田字飯田、大字大坂井字坂井割、大字東俣字東俣、大字田中字田中、大字姥谷内字屋敷添、大字片津字稲場、大字天ヶ崎字天ヶ崎、字村面及び字屋敷付、大字仁野分字北割、大字日根津字西割、字川西、字中割、字東割、字前山、字岡本、字阿弥陀屋敷、字深沢、字蟹沢、字大窪、字十三塚及び字政栗並びに大字手島字土手山、字打越、字山ノ外及び字大割地内

(2) 期間

平成29年4月28日から平成29年12月31日まで